

「北陵クリニック事件」上告棄却

報道が作った「筋弛緩剤殺人」の予断

「お父さん、俺はやってないんだよ。裁判って何なの？ 最高裁って何なの？」面会室で息子は涙を流してこう言いました。面会室を出る時、私は扉を閉めることができませんでした。皆さん、息子を取り戻すまで後押ししてください」

三月二十五日夜、仙台市で開かれた「北陵クリニック事件不当決定抗議報告集会」。最高裁の上告棄却で無期懲役が確定した守大助さんの父・勝男さんが約一四〇人の参加者に訴えた。七年間街頭で、

断につき、判決に影響を及ぼすべき法令違反又は重大な事実誤認を発見することはできず」と述べた。本当に「記録を精査した」のか。裁判官五人は膨大な記録を実際に読んだのか。調査官が用意した「決定」に署名しただけではないのか。

メディアは逮捕以来、「筋弛緩剤点滴混入事件」と呼んできた。だが、弁護団は「患者の容体急変は病変や薬の副作用が原因。筋弛緩剤は点滴では薬効がない。筋弛緩剤点滴混入殺人という〈事件〉そ

く一部をもつて行い、残部は保存しておく等再鑑識のための考慮を」とある。科捜研の鑑定者はそれを無視したのか。一審法廷で「他の薬毒物についても分析した」「残った資料は捨てた」と弁明した。

現物はない。警察の身内が書いた紙つべらだけ。それが証拠になるのか。一審は「なる」と有罪判決。「物証」はそれしかなかった。

控訴審。弁護側は「科捜研鑑定で検出したという化合物は、測定値から見ても筋弛緩剤の主成分ベク

はベクロニウムのデータは読み取れない」と断言した。その配達当日、最高裁は上告棄却を決定した。

《患者点滴に筋弛緩剤／元看護士を逮捕／容体急変十数人／7、8人が死亡》——『朝日新聞』は逮捕から二週間、一面でこんな記事を書き続けた。他紙・テレビも同様だ。市民も裁判官も「筋弛緩剤点滴混入による無差別殺人事件」という予断報道に洗脳された。二審は問答無用の訴訟指揮、最高裁も「重大な事実誤認を発見」しな

息子の無実を訴えてきた母・祐子さんは嗚咽をこらえ頭を下げた。

のものが存在しない」と主張した。裁判で検察は「起訴した五件の患者の血清・尿・点滴ボトルから筋弛緩剤の主成分を検出した」と

ロニウムではない」とする専門家の意見書を提出、それを裏付ける学術論文の証拠調べを請求した。仙台高裁は請求を却下、第三回公判で審理を打ち切り、弁護側に最終弁論もさせず、控訴を棄却した。

かった。「疑わしきは罰す」裁判。上告棄却を伝えた二月二十八日朝刊各紙の扱いは、社会面三〜四段程度。棄却決定に疑問を呈する報道は、どこにも見当たらなかった。

二〇〇一年一月、北陵クリニックの准看護師だった守さんが、「患者の点滴に筋弛緩剤を混入した」として逮捕され、五件の殺人・殺人未遂の罪で起訴された「事件」。

最高裁第三小法廷（藤田宙靖裁判長）の上告棄却決定（二月二十五日）は、「記録を精査しても、被告人が筋弛緩剤マスキュラックスを点滴ルートで投与することにより本件各犯行を行なったとした原判

出した。本当に筋弛緩剤の主成分が検出されたのか。弁護側は再鑑定が必要として、鑑定資料の提出を求めた。検察は「資料は鑑定の際、全量を消費した」と答えた。

「犯罪捜査規範」（国家公安委員会規則）には、「鑑識に当たっては、なるべくその全部を用いることな

上告審。弁護側は鑑定の誤りを指摘する専門家の意見書を次々提出。二月二二日付・上告趣意補充書に添付された東京薬科大学准教授の意見書は、科捜研鑑定に使われた質量分析装置では分子の特定ができないとし、「本件鑑定書から

「真実にフタをすることができません。自分自身に敗北することがないように闘っていきます。本当に悔しく、残念です」——抗議集会で伝えられた守さんの言葉だ。弁護団は「全力で再審請求に取り組み」と決意表明した。困難な闘いだ。私も支援していきたい。

本件各犯行を行なったとした原判

なるべくその全部を用いることな

できないとし、「本件鑑定書から

闘いだ。私も支援していきたい。